

鳥取縣立農業試驗場告示

告示

鳥取縣農業試驗場内にこれを置ぐ。

第二章 課程

第三條 本所に普通科及び研究科の二科を置き、各科生徒の定員は左の通りとする。

普通科 第一學年二〇名 第二學年二〇名
研究科 一〇名

第四條 修業年限は普通科を二ヵ年、研究科を一ヵ年とする。

第五條 學年は毎年四月一日に始まり翌年三月三十日で終る。

學年を分けて左の三學期とする。

第一學期 自四月 至九月
第二學期 自十月 至十二月
第三學期 自一月 至三月

第六條 本所の教授課程は左の通りとする。(別表)

◇鳥取縣告示第八十八號
鳥取縣立農業技術員養成所規程を次のように定め公布の日からこれを施行する。

昭和二十一年三月七日

鳥取縣知事 吉田忠一

鳥取縣立農業技術員養成所規程

第一章 総則

第一條 本農業技術員養成所(以下本所と稱する)は蠶絲業に必要な學理と技術を授け、以て蠶業技術者又は農村中堅實務者を養成するを目的とする。

第二條 本所は青年學校令第十五條の規定による施設で昭和十六年十二月五日認可を受け鳥取縣立農業技術員養成所と稱し、鳥取縣東伯郡上井町大字上井五百四十六番地

第七條 病氣其の他の「」を得ない事情の爲めに所定の教授を受けることのできない者については補充教育を行うことがある。

第三章 休　　日

第八條 休業日は左の通りとする。
但し養育實習中は休業をしない。

一、日曜日

一、一月一日及び昭和二年勅令第二十五號に定める祝祭日

一、春期休業　自二月二十五日　至三月三十一日

一、其他本所長において必要と認めた場合

第四章 入學、退學

第九條 入學は毎年四月とする。

第十條 授業料はこれを徴收しない。

第十一條 生徒には別に定める手當を支給する。

第十二條 生徒は寄宿するものとする。

第十三條 入學資格は品行方正、身體強健であつて左の各號に該當するものでなければならぬ。
一、普通科、國民學校高等科卒業又はこれと同等以上の學力を有すると認めた者。
二、研究科、本所普通科の卒業生、蠶業學校又は農學校の卒業生若しくは本所長において是等と同等以上の學力を有すると認めた者。

第十四條 入學志願者は三月二十日迄に入學願書（第一號様式）に履歷書（第一號様式）を添えて本所長に提出しなければならない。
第十五條 本所長が必要と認めた場合は左の科目について試験を行い入學者を決定する。

普通科　作文　數學　理科

研究科　養育　作文　數學

第十六條 入學の許可を受けた者は本人と保證人とが連署した誓約書（様式第三號）を本所長に提出しなければならない。

らない。

保證人は父兄、後見人又は親族の成年者であることを要する。

第十七條 病氣又は其の他の事情で一ヶ月以上續けて就學することができない場合は、顧によつて休學又は退學を許可することがある。

第五章 卒　　業

第十八條 研究科生徒は所定期間内に在學中の研究事項について研究報告書を作製してこれを本所長に提出しなければならない。

第十九條 卒業の認定は生徒の平素の成績及び出席時間數等を參照して養成所長がこれを決定する。

第二十条 普通科又は研究科の所定の課程を終了した者は卒業證書（様式第四號）を授與する。

第二十一條 在學中品行方正、學術優秀の者には卒業の際褒賞を授與する。

第二十二條 生徒がその本分に違背した場合所長はその情

状により左の徵戒を行うことができる。

一、謹責、謹慎、停學、退學

第二十三條 左の各號に該當する場合は退學を命ずることがある。

一、學術が劣等で成業の見込がない者。
又は出席の状態が特に悪い者。

附　　則

本規程は公布の日からこれを施行する。

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八十九號鳥取縣實業試驗場講習部規程は昭和二十二年三月三十一日限りこれを廢止する。

本規程施行に關しては必要な細則は鳥取縣立蠶業技術員養成所長がこれを定める。

第六章 嘉　　罰

入　　學　　顧

島取縣立蠶業技術員養成所（普通）科入學を志願致したいので御許可下さるよう履歷書を添えて御願いた

00530

00258

00529

外國語科 英語

五〇 五〇 五〇 五〇

加工品販賣業許可規則によりこれが業者を次のように許可した。

計	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇
---	-------	-------	-------	-------

鳥取縣知事 吉田忠一 記

青果物加工並びに販賣業者

番號 氏名 住所 業態
四三二 奥田義人 東伯郡上中山村大字八重一七〇ノ八 小工卸

四三三 後藤美吉 同 倉吉町字堺町一丁目八六八 同

◇鳥取縣告示第九十一號

昭和二十一年度縣下中等學校卒業式期日を左の通り定める
昭和二十二年三月七日

一、設置者 鳥取縣氣高郡美穂村長 有田嘉孝
 二、渡船料 一人 一回 五拾錢
 自轉車及び荷物 參拾錢
 荷車 五拾錢

三、牛馬の渡船は之を取消す

◇鳥取縣告示第九十號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに

學 校 名 期 日	鳥取縣立鳥取第一中學校 三月六日
學 校 名 期 日	鳥取第二中學校 八日
學 校 名 期 日	米子中學校 七日

00534

彙報

倉吉中學校

七日

境中學校

八日

鳥取高等女學校

十五日

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

昭和二十一年十月二十九日付本欄參照

昭和二十一年二月二十三日以降に於る本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發覺書は左記の通りである。

一、ソ連及びソ連支配地域からの日本人の引揚及在日朝鮮人の北緯三十八度以北の朝鮮えの引揚に關する件。
(昭和二十一年一月二十七日付官報参照)

一、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十一年二月二十日付官報參照)

選舉告示

◇選舉管理委員會告示第一號

鳥取縣會議員選舉管理委員會第二回委員會を左の通り招集

計	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇
---	-------	-------	-------	-------

鳥取縣告示第八十九號	昭和二十一年三月三日鳥取縣氣高郡美穂村大字源太四十四番の一地先賃取渡船場渡船料金の改正と渡船の一部取消を次のように承認した。
昭和二十一年三月七日	鳥取縣知事 吉田忠一

00533

計	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇	二、一五〇
---	-------	-------	-------	-------

鳥取縣知事 吉田忠一 記

青果物加工並びに販賣業者

番號 氏名 住所 業態
四三二 奥田義人 東伯郡上中山村大字八重一七〇ノ八 小工卸

四三三 後藤美吉 同 倉吉町字堺町一丁目八六八 同

◇鳥取縣告示第九十一號

昭和二十一年度縣下中等學校卒業式期日を左の通り定める
昭和二十二年三月七日

一、設置者 鳥取縣氣高郡美穂村長 有田嘉孝
 二、渡船料 一人 一回 五拾錢
 自轉車及び荷物 參拾錢
 荷車 五拾錢

三、牛馬の渡船は之を取消す

◇鳥取縣告示第九十號

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十六號鳥取縣青果物並びに

學 校 名 期 日	鳥取縣立鳥取第一中學校 三月六日
學 校 名 期 日	鳥取第二中學校 八日
學 校 名 期 日	米子中學校 七日

00534

彙報

倉吉中學校

七日

境中學校

八日

鳥取高等女學校

十五日

官廳事項

昭和二十一年勅令第三百十一號に關する件

(連合國占領軍の占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令)

昭和二十一年十月二十九日付本欄參照

昭和二十一年二月二十三日以降に於る本件に關係せる官報登載連合國最高司令官發覺書は左記の通りである。

一、ソ連及びソ連支配地域からの日本人の引揚及在日朝鮮人の北緯三十八度以北の朝鮮えの引揚に關する件。
(昭和二十一年一月二十七日付官報参照)

一、宣傳用出版物沒收の件

(昭和二十一年二月二十日付官報參照)

選舉告示

◇選舉管理委員會告示第一號

鳥取縣會議員選舉管理委員會第二回委員會を左の通り招集

00535

る。

昭和二十二年三月七日

鳥取縣會議員選舉管理委員會

委員長 上 根 政 幸

一、招集の日時 昭和二十二年三月十一日午前十一時

二、招集の場所 鳥 取 縣 廳

三、議 題

(一) 投票區の設定及びその區割の決定

(二) 選舉事務規程の設定

(三) 其の他

00230

昭和廿二年三月七日印刷 鳥取縣、報

(昭和四年四月十五日)

發行者 鳥取縣鳥取市東町
第三種郵便物認可
郵便局長 鳥取市役所
郵便局長 鳥取市役所